

1 議事日程(第1号)

(令和3年第7回久山町議会12月定例会)

令和3年11月30日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告

日程第4 議案第67号 久山町公共施設等整備保全基金条例の制定について

(3久山町条例第23号) (町長提出)

日程第5 議案第68号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第24号) (町長提出)

日程第6 議案第69号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第25号) (町長提出)

日程第7 議案第70号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第26号) (町長提出)

日程第8 議案第71号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第27号) (町長提出)

日程第9 議案第72号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第28号) (町長提出)

日程第10 議案第73号 指定管理者の指定について

(町長提出)

日程第11 議案第74号 指定管理者の指定について

(町長提出)

日程第12 議案第75号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第6号)

(町長提出)

日程第13 議案第76号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(町長提出)

日程第14 議案第77号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第2号)

(町長提出)

日程第15 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

(町長提出)

日程第16 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

(町長提出)

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

5番	末松裕	7番	山野久生
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	経営デザイン課長	中原三千代
町民生活課長兼会計管理者	佐々木信一	産業振興課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	健康課長	大嶋昌広
税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴	上下水道課長	横山正利
教育課長	江上智恵		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	篠原正継
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和3年第7回久山町議会12月定例会を開会いたします。

本日全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、12月定例会開会に当たり、町長よりあいさつをお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） それではマスクを外させていただきます。

皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

いよいよ2021年も残すところ最後、一月となりました。今年はコロナ禍での生活、私たちの日々の暮らしにいろいろな配慮が欠かせない1年であったと思います。けれども、皆さまのご理解、ご協力により、町は一つになって、早期に対策に取り組むことができました。心から感謝を申し上げます。

また、今年の冬は、偏西風の影響で、西日本地域は少し例年より寒くなることが予測されています。町民の皆さまには、くれぐれも体調に注意をしていただき、令和3年、最後の月を心穏やかに過ごしていただき新しい年を迎えていただくことをお祈り申し上げます。

さて令和初、10月末の衆議院総選挙は、人々の暮らしの安定と未来を期待する選挙となり、現政権与党である自民党が単独で、絶対安定多数を獲得し、第2次岸田内閣による国政運営が本格的にスタートすることとなりました。11月19日には、コロナ克服新時代開拓の経済対策と題して、新型コロナウイルス感染症拡大防止はもとより、ウィズコロナ禍における社会経済活動を再開、そして、新しい成長、分配戦略および国土強靱化の四つの柱に対して、55.7兆円の財政支出が閣議決定されました。本町としましても、引き続き、3回目のワクチン接種などの感染対策を進めながら、社会経済活動の両立を図り、迅速に、町の成長戦略につなげていくよう進めてまいります。

一方、このような国の政策により経済活動が徐々に動き始めながらも、依然厳しい社会、経済環境が予測されており、加えて、人口減少、高齢化は急速に進んでおります。しかし、このような厳しい国家状況下ですが、本町では約半世紀にわたり、国土、社会、人間の三つの健康づくりを柱に、まちづくりを進めてきたことから、少し違った状況が見え始めています。具体的には、令和2年度の国勢調査の速報値において、人口増加率は全国第10位。人口は平成9年度から約20%増えております。福岡都市圏の周辺自治体において

も高齢化が進む中で、本町は平成29年をピークに減少が始まり、多子若年化に向かっています。また、昨今、田園都市構想という言葉が注目され、新内閣の成長戦略でも、デジタル田園都市構想が掲げられています。この構想は、今から約40年前の大平首相時代から始まり、地方の時代を先取りした発想であったと評価を受けています。まさに約半世紀にわたり、健康田園都市の実現を目指してきた本町が評価される時代の到来でもあると言えます。

このように、これまで積み重ねてきたまちづくりの礎を生かし、後退することなく、この先の10年に向けた新しい成長戦略を描き、第4次総合計画を策定中です。久山町の強みを生かした新たなステージに挑戦していくことを目指し、引き続き総合計画審議委員の皆さまとの議論を重ねてまいります。町民の皆さまの安心、安全を第一に、そしてさらには、誰もが将来への希望が持てる、そういうまちづくりに向かって、行政一丸となって取り組んでまいり所存であります。引き続き、議会の皆さまのご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

さて、本12月議会に提案いたしますのは、条例の制定、改正および補正予算などの11議案でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、5番末松裕議員および7番山野久生議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの10日間としたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月9日までの10日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配付のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第67号 久山町公共施設等整備保全基金条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第67号久山町公共施設等整備保全基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第67号久山町公共施設等整備保全基金条例の制定についてをご説明いたします。

本案は、新たに基金を設置するために条例制定をお願いするものです。町の公共施設は、役場庁舎、教育施設等老朽化が進んでおり、今後、維持補修費が膨大になることが懸念されます。そのため、公共施設等の整備、維持および補修に要する資金を積み立てることで、公共施設等の適正な管理に必要な財源を確保し、健全な財政運営を行うことができるよう久山町公共施設等整備保全基金条例を制定するものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第68号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第68号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

- 福祉課長（稲永みき君） 議案第68号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が施行されたことに伴い、久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第12号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正概要ですが、デジタル化の推進に伴い保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨が規定されたものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第69号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第69号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

- 福祉課長（稲永みき君） 議案第69号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）が施行されたことに伴い、久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第13号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正概要ですが、家庭的保育事業所等の卒園後の連携施設に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所の追加を明記されたものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第70号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第70号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） ご説明いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が施行されたことに伴い、久山町国民健康保険条例（昭和34年久山町条例第3号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正の主な内容は、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第71号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第71号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第71号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、文化財保護法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、久山町文化財保護条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

文化財保護法の改正により、令和4年4月1日付で市町村も文化財保護条例に登録制度を創設することが求められ、久山町でも登録制度を設け、それに伴い、条例を改正するも

のです。本条例の改正により、広く文化財を保護することができるようになります。

詳細につきましては、議案説明会でご説明をいたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第72号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第72号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第72号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、消防団を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）を踏まえた消防庁長官通知（令和3年4月13日消防地第171号）に基づき、久山町消防団条例（平成18年久山町条例第18号）の一部を改正する必要があるため提案するものです。

改正概要ですが、近年減少傾向にある消防団員の処遇改善策として、年額報酬および出勤報酬を引き上げ、あわせて文言の修正等を行うものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第73号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第73号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第73号指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案は、久山ケイマンゴルフクラブに関わる指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となり、新たに指定管理者を指定する必要があるため提案するものでございます。

久山ケイマンゴルフクラブは、平成18年度の指定管理者導入時から現在まで公益社団法



人久山健康田園都市財団が管理運営を行っております。当財団は、多くの町民の健康で心豊かな生活の形成に寄与することを目的に設置されている財団です。その目的から、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことで、ケイマンゴルフクラブの効用を最大限に生かすことができることから、随意契約を行いたいと思っているものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明をいたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第74号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第74号指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案は、福岡久山相撲場に関わる指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となり、新たに指定管理者を指定する必要があるためご提案するものです。

久山相撲場は、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで福岡県相撲連盟が管理運営を行っております。福岡県相撲連盟は相撲競技の大会運営をはじめ、競技の普及振興事業および施設の管理運営も行うことができ、経費削減を行いながら施設の管理運営を行える団体でございます。以上のことから、相撲場の管理運営を効果的かつ効率的に達成するために、随意契約を行いたいと考えております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明をいたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第75号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第75号令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第75号令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）で、1億8,624万4,000円の増額をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額52億8,122万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億8,624万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,746万9,000円とするものでございます。

歳出増額の主なものは、ふるさと応援寄附に係る返礼品管理委託料等として7,166万円。保育所運営費および工事費として1,769万6,000円。3回目のワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業費として1,502万4,000円。久原小学校特別教室棟改修工事費として1,400万円。荒廃森林再生事業費として990万円などです。

財源となります歳入は、国庫支出金2,671万3,000円。県支出金2,772万5,000円。ふるさと応援寄附金9,000万円。繰越金3,928万8,000円などです。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第76号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第76号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） ご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額9億9,102万7,000円に、歳入歳出それぞれ906万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9万円とするものでございます。

歳出補正といたしまして、償還金の728万2,000円。出産育児諸費の168万1,000円。総務管理費の10万円の増額でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては、一般会計繰入金180万8,000円と繰越金725万5,000円に対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第77号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第77号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、横山課長

○上下水道課長（横山正利君） 議案第77号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既決の水道事業会計予算第4条に定めた、資本的支出の予定額、1億8,160万7,000円に、660万円を増額し、資本的支出の予定額を1億8,820万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、水道老朽管の布設替えのため、資本的支出の建設改良費を660万円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

日程第16 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第15、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についておよび日程第16、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、日程第15諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦について、および日程第16諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

本諮問について町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 諮問第1号および諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。

諮問第1号および第2号は、久山町人権擁護委員2名の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、後任の委員の推薦について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

諮問第1号、推薦する方は上山田区にお住まいの原嶋泰康氏です。

原嶋氏は大学をご卒業後、社会福祉法人の児童指導員として長年にわたり勤務された後、宗教法人六通寺の住職を務めておられます。平成17年から10年間は、久山町社会教育委員として、また、最後の4年間は社会教育委員長を務めていただきました。原嶋氏には人権擁護委員を、令和元年7月から務めていただいておりますが、人権擁護委員としても、熱意を持って積極的に活動され、人格、識見ともに高いお方であり今回再度ご推薦するものでございます。

諮問第2号、推薦する方は下久原区にお住まいの城戸洋子氏です。

城戸氏は大学をご卒業後、小学校教諭として41年の長きにわたり勤務され、子供たちの人権、差別問題等にも取り組まれ、豊富な知識と経験を有しておられます。人格、識見ともに、高いお方であり、今回人権擁護委員としてご推薦するものです。

以上で、諮問第1号および第2号の説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前9時58分